

入札公告
次のとおり一般競争入札に付す。
令和7年2月7日

契約担当者 兵庫県公立大学法人
理事長 國井 総一郎

1 委託内容

- (1) 委託業務名
兵庫県立大学姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務委託
- (2) 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、委託期間の終了の日までに契約担当者から何らかの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和10年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。
- (3) 業務の実施場所
兵庫県立大学姫路工学キャンパス
姫路市書写 2167
- (4) 業務内容
姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務一式（別紙「仕様書」参照）
- (5) 入札方法
上記(1)の委託業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- 本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者であること。
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該委託の入札の日において受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同上第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒671-2280 姫路市書写 2167
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課（担当）大野
電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868
申込書、入札説明書等は本法人のホームページからダウンロードできます。
https://www.eng.u-hyogo.ac.jp/cooperate_genral/public/nyuusatsu/
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和7年2月7日（金）から同年2月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く）
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

- (3) 入札、開札の日時及び場所
令和 7 年 3 月 14 日(金) 午後 2 時 00 分 兵庫県立大学姫路工学キャンパス A 棟 4F 大会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和 7 年 3 月 13 日(木)午後 5 時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 7 年 3 月 13 日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長(以下「理事長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約を締結しようとするときは、契約金額(落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札に関する条件
- ア 入札書が所定の場所及び日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、入札説明書に示す保険期間とすること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法等
入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人会計規程(平成 25 年法人規程第 52 号)第 47 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県立大学姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 委託内容

(1) 委託業務名

兵庫県立大学姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務委託

(2) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、委託期間の終了の日までに契約担当者から何らかの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和10年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

(3) 業務の実施場所

兵庫県立大学姫路工学キャンパス
姫路市書写 2167

(4) 業務内容

姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務一式（別紙「仕様書」参照）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 申込書の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内において、過去2年間に建物施設の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に規定する警備業務（機械警備業務は除く。）に限る。）を12箇月以上継続して履行した実績を有すること。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒671-2280 姫路市書写 2167

兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課（担当）大野

電話（079）266 - 1661 FAX（079）266 - 8868

申込書、入札説明書等は本法人のホームページからダウンロードできます。

https://www.eng.u-hyogo.ac.jp/cooperate_genral/public/nyuusatsu/

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年2月7日（金）から2月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成の上、上記(1)の申込場所に直接持参すること。

イ 前記 2 (1)の事実を確認するため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 申込者の競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 7 年 2 月 27 日(木)までに、申込者に文書(入札参加資格確認通知書)で通知する。ついては、返信用封筒(定型長 3)を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84 円分の切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(7) 提出期間

令和 7 年 2 月 28 日(金)から 3 月 4 日(火)まで

毎日午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く)

(1) 提出場所 上記(1)に同じ。

(9) 回答

説明を求めた者に対して、令和 7 年 3 月 7 日(金)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札、開札の日時、場所

(1) 日 時 令和 7 年 3 月 14 日(金) 午後 2 時 00 分

(2) 場 所 兵庫県立大学 姫路工学キャンパス A 棟 4F 大会議室

6 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「業務名」、「初度入札」、「再度入札(2 回目)」、「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)の区別を記入し、令和 7 年 3 月 13 日(木)午後 5 時までに前記 3(1)の場所に必着のこと。

7 入札書の作成方法

(1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 業務名は、前記 1(1)に示した業務名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県又は本法人に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

8 仕様書等に関する質問

入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により質問書（様式任意）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年2月7日(金)から令和7年2月20日(木)までの各日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く）
- (2) 提出場所 前記3(1)
- (3) 回答 令和7年2月28日(金)までに入札者に通知する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年3月13日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、上記金額を満たす入札保証金又は入札保証保険証書の提出がないときは、当該入札は無効となるので注意すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年3月13日(木)以前の任意の日を開始日とし、令和7年3月21日(金)以降の任意の日を終了日とすること。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

10 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

11 無効とする入札

- (1) 前記2に示した入札参加資格がない者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人会計規程（平成25年法人規程第52号）第47条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、郵送等により入札書を提出した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和7年3月13日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和7年3月21日（金）以降の任意の日を終了日とすること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となったものの以外の者

1 4 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 5 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 6 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

1 7 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしきも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約を締結する者は、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者等の統制下でない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約書を提出すること。

必ずお読みください

入札に参加される方へ

- 1 入札書は、消費税抜きで記載してください。(契約の段階で加算します。)
- 2 入札書は、複写(コピー)して使用することができますが、次の項目を複写(コピー)している場合は入札が無効になりますので、十分注意してください。
 - ・入札金額及び印鑑(代表者印、代理人印)
- 3 入札金額は、アラビア数字を用いて、ボールペン・サインペン等(消しゴムで消せる筆記具は不可)で記載してください。(金額が訂正されている場合や読み取れない場合は無効となります。)
- 4 再入札の場合もありますので、入札書は必ず2枚用意願います。
 - 1枚は金額の記入されたもの。
 - もう1枚は金額を記入しないもの。(再入札の場合にその場で記入していただきます。)
- 5 代表者ではなく代理人が入札される場合は、必ず委任状が必要です。
 - 代理人が入札をする場合は、入札する前に委任状(押印必要)を提出してください。
 - 代理人本人を確認できる顔写真付き公的書類(運転免許証等)を持参してください。
 - (持参していない場合、本人確認ができないため、入札書の受領ができませんので、ご注意ください。)
- 6 入札書は封筒に入れ、表に「入札書」とご記入の上、「入札件名」、「宛名」も併せてご記入ください。入札書を入れる封筒は、糊付けする必要はありません。
- 7 入札回数は、再度入札も含めて2回とします。見積合わせになることもありますので、上記4同様の見積書を複数枚用意いただいたうえ、ご持参ください。

〒671-2280 姫路市書写2167
兵庫県立大学姫路工学キャンパス
経営部総務課